

島田市男女共同参画推進条例

平成19年6月28日
島田市条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第16条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第17条 - 第24条）

第3章 推進体制（第25条 - 第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国をはじめ、各自治体においても男女平等を目指した取組が進められてきました。昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では、国際連合を中心として女子差別撤廃条約が採択され、日本でも、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度が次第に整備されてきました。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、高度情報化など社会経済情勢の急速な変化に対応しなければならない状況も起きています。

島田市は、明治9年7月30日、日本で初めて女性が選挙権を行使した歴史をもち、本市の男女共同参画の日はこれに由来しています。また、これまでの総合計画では、男女共同参画社会の形成を目標に掲げました。さらに、男女共同参画推進計画については、平成13年に「男女パートナーシップしまだ21」を、平成15年には「かなや男女生き生きプラン」を策定し、多様な価値観の下で、男女が共に生きる社会を目指して努力してきました。

しかしながら、現実には、性別で役割を決めつけてしまう考え方やこれに基づく制度やしきたりが根強く残っており、男女平等の実現には、なお多くの課題が残されています。男女が個人として、どう生き、どう働くかを定めることができ、互いに尊重しあう質の高い豊かな生活を送るためには、あらゆる分野で、男女が共に参画していくことができる社会の形成が緊要の課題となっています。

ここに、一人一人が個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、市、市民、事業者及び市民団体が共同して自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、互いに尊重し合う質の高い豊かな社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別で役割を決められることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を行うもの（次号に規定するものを除く。）をいう。
- (6) 市民団体 自治会、PTA等の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、個人の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保）

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者、市民団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。

（家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立）

第6条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

（国際的視野の下での男女共同参画）

第7条 男女共同参画の推進は、世界の国々で取り組むべき目標であると認識し、国際的視野の下に、積極的に行われなければならない。

（互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮）

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の

健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置、実施体制の整備及び情報の提供に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を率先して推進し、当該推進に当たっては、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)と連携し、協力するとともに、市民等が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第10条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第12条 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(地域における男女共同参画の推進)

第13条 何人も、地域活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第15条 何人も、あらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦をはじめとするすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第16条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(行動計画)

第17条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を実施するために必要な事項

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、第25条の島田市男女共同参画推進委員会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(進ちょく状況の公表)

第18条 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。

(調査及び研究)

第19条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第20条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画の日)

第21条 市は、広く市民等の男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 前項の男女共同参画の日は、7月30日とする。

(研究機関等との連携等)

第22条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について助言し、及び資料の提出その他の協力を求めることができる。

(苦情及び相談の申出)

第24条 市民等は、市長に対し、次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

- (1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を処理する苦情相談窓口を置き、適切に対応するものとする。

第3章 推進体制

(設置)

第25条 男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、島田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第26条 委員会は、第17条第3項の規定により、市長の諮問に応じ、行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第28条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に最初に第28条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成21年3月31日までとする。